

○ 関税定率法等の一部を改正する法律の施行について（抄）

（平成元年4月20日 警察庁丙薬発第5号
警察庁保安部長から各管区警察局長、警視総監、各
道府県警察本部長、各方面本部長あて（参考送付先）
警察大学校長、各管区（道）警察学校長）

第114国会において成立した関税定率法等の一部を改正する法律は、平成元年4月1日、法律第13号として公布され、同日から施行された。この法律の内容は、関税等の引き上げ等を中心としているが、薬物事犯の取締りと一部関連を有する部分があり、その趣旨、内容及び運用上の留意事項は、下記のとおりであるので、了知のうえ、誤りのないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

覚せい剤、麻薬等の薬物乱用問題が世界的な課題となってきたこと及び薬物等の密輸入の状況が大きく変化してきていることに鑑み、社会生活の安全を脅かす覚せい剤、大麻等の税関における取締りを一層効果的に行う見地から、あへんその他の麻薬に加え、覚せい剤、覚せい剤原料及び大麻（以下「覚せい剤等」という。）を新たに輸入禁制品に追加し、規定の明確化を図るものである。

2 改正の内容

関税定率法第21条第1項の規定に覚せい剤取締法第2条に規定する覚せい剤及び（覚せい剤原料並びに大麻取締法第1条に規定する大麻を加えるととも、輸入禁制品以外の没収対象品目を定める関税法第118条第3項第1号の規定より、イ（大麻）、ロ（覚せい剤、覚せい剤原料）を削除すること。（別添1 関税定率法等の一部を改正する法律新旧対照条文参照）

3 運用上の留意事項

(1) 覚せい剤等の密輸入事犯に対して禁制品輸入罪を適用することとなったこと

従来、麻薬は関税定率法第21条第1項において輸入禁制品として規定されていたが、覚せい剤等は規定されていなかったため、税関においては、覚せい剤等の密輸入に対し、無許可輸入罪（関税法第111条）を適用して処分していた。

しかし、この処分に対し、「国内において取締りの目的、方式等の点で類似している麻薬と覚せい剤についてその適用を異にするのは整合性を欠いており、また、覚せい

剤取締法等によって絶対に輸入が禁止されている覚せい剤等について、正規の申告をしても輸入許可はあり得ず、輸入許可があり得ない以上、無許可輸入罪を適用するのは妥当でない」という批判がなされていた。

今回の法律改正によって、覚せい剤等を輸入禁制品に追加したことにより、規定が明確化されることとなった。

- (2) 国際郵便路線による覚せい剤等の密輸入事犯に対して税関の犯則調査権限が及ぶこととなったこと

従来、国際郵便路線を利用した覚せい剤等の密輸入事犯に対しては、郵便物は輸入を許可されたものとみなされるため（関税法第74条）、無許可輸入罪の成立は考えられず、税関の犯則調査権限が及ばなかった。

今回の法律改正によって覚せい剤等を輸入禁制品に追加したことにより、国際郵便路線による覚せい剤等の密輸入事犯は関税法上の犯則事件（禁制品輸入罪）に該当し、税関の犯則調査権限が及ぶこととなった。今後、警察としては、国際郵便路線を利用した覚せい剤等の密輸入事犯を発見し、又は捜査したときは、関税法第136条（税関職員以外の公務員の通知）に基づき税関への通知を行うこととなった。

- (3) 税関との連携強化

警察は、従来より、税関との連携強化に努めているところであり、本法律改正に際しても、別添2のとおり大蔵省関税局監視課との間に覚書を交わしている。ついては、税関職員が麻薬、大麻、覚せい剤等に係る関税法違反嫌疑事犯に関する端緒を得た場合には、直ちに警察に通報されることとなるので、税関との連携強化に努め、迅速かつ的確な証拠（付着指紋等）の乱用等により、麻薬、覚せい剤等の密輸入事犯の徹底検挙に努められたい。

(別添1) (略)

（別添 2）

覚 書

（平成元年 1 月 31 日 警察庁丁捜二発第 14 号、
警察庁丁薬発第 31 号、関監第 5 号）

警察庁刑事局捜査第二課長 垣見 隆
警察庁保安部薬物対策課長 島田 尚武
大蔵省関税局監視課長 植田 栄

警察庁及び大蔵省は、関税込率法及び関税法の一部改正に際し、下記のとおり確認する。

記

警察庁と大蔵省は、関税込率法等の改正後においても一層の連携保持に努めることとし、警察官あるいは税関職員が、職務遂行の過程において麻薬・大麻・覚せい剤等に係る関税法違反嫌疑事犯に関する端緒を得た場合には、直ちに警察機関と税関との間で相互通報するよう指導するものとする。